

論考 ペルーにおける天然資源開発と抗議運動 2008年8月のアマゾン蜂起から

著者	岡田 勇
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	26
号	1
ページ	49-57
発行年	2009-05-20
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005984

ペルーにおける 天然資源開発と抗議運動

2008年8月のアマゾン蜂起から

岡田 勇

はじめに

21世紀に入り、ボリビア、エクアドルといったアンデス地域の国々で、社会運動による政権転覆を経験し「新自由主義」を問い直す政権が誕生する中で、同地域のペルーでは選挙による政権交替と「新自由主義」が維持されている(遅野井・宇佐見[2008])。2006年からのアラン・ガルシア(Alan García)政権下でも外国投資の伸張、自由貿易協定の推進といった経済自由化路線は動揺する気配が見られない。

しかし、ペルーに全く経済自由化への抗議行動が存在しないわけではない。2008年5月に公布された委任立法令(decreto legislativo、以下で法令とあるのもこれに同じ)¹⁾に対して抗議運動が起こり、8月にはセルバ(アマゾン地帯)での蜂起(paró amazónico)をきっかけにその法令の一部が国会によって撤廃される事態に至った。

小稿は、この2008年8月のアマゾン蜂起(地理的区分はセルバであるが、抗議行動のみ現地表現にならってアマゾン蜂起とする)に焦点をあてる。この蜂起はセルバに居住する先住民民族⁽²⁾による抗議運動であったため、ペルーでの天然資源開発にまつわる社会紛争であるとともに、先住民運動という点からも注目される。近年、エクアドルとボリビアで「新自由主義」に問い直しを迫ったのは先

住民を中心とした社会運動であった。ペルーではこのような政治変動は見られていないが、問題が存在しないわけではなく、2008年8月の抗議運動はそれを顕在化させるものであった。しかし、いまだ隣国のような政治的影響力をもつまでには至っていない点を、社会運動組織の形成・構成の特徴から推論する。

全体の構成としては、大きく分けて三つの点を扱う。一つ目はアマゾン蜂起の背景となるガルシア政権下の天然資源開発と、それに対する社会紛争の概観である。二つ目はアマゾン蜂起の経緯であり、実際のプロセスからいくつかの要素を指摘する。三つ目はアマゾン蜂起の主体である先住民運動組織の形成過程である。

I 背景

ガルシア政権と天然資源開発

2006年に就任したガルシア大統領は、決選投票において、明確に経済自由化反対を掲げた元軍人のオジャンタ・ウマラ(Ollanta Humala)に対して、僅差で勝利した。アレハンドロ・トレド(Alejandro Toledo)政権から継続する経済政策や民主制度の維持を至上命題とする上層・中間層はガルシアに、貧困対策・社会開発へと変化を求める下層、特に貧困率がより高い南部諸州はウマラに投票し、約70万票(約5%)の差でガルシアに軍配が上がった。ガルシア政権について考える際、常にこの経緯を

思い出す必要がある。この数字から、ペルー社会の約半分が変化への潜在性を秘めているとも考えることができる。

2008年に、ガルシア政権はいくつかの試練を迎えた。6月には鉱山開発の利益分配に関して南部のモケグア州で民衆蜂起が起きた。8月にはセルバの複数の州で土地売却に関する法令に反対する一斉蜂起が起き、国会によって法令が撤廃された。さらに10月には石油開発における企業と政府との癒着が明らかになり、ホルヘ・デル・カスティージョ(Jorge del Castillo)内閣の首相を含めた約半数が政府を去った。大統領支持率は持続的に下落し、6月に30%、8月に22%、11月には19%にまでも落ち込んだ⁽³⁾。

ある論者はガルシア政権発足当初から同政権を「フジモリなきフジモリスモ」と評したが⁽⁴⁾、アルベルト・フジモリ(Alberto Fujimori)政権(1990-2000年)の残した制度下での経済成長の維持、社会勢力の抑制を民主主義体制下で実施することが実際の課題となっている。マクロ経済について言えば、2006年から2008年まで順調に好況を続けた。この好況は天然ガスや鉱業などの資源開発に牽引されたもので(表1)、フジモリ政権下で実施された制度的な規制緩和のもとで鉱業資源の開発が促進されてきた。先に挙げた2008年の社会蜂起や汚

職問題も、すべて資源開発となんらかの関係がある。また同時に、2004年から2007年までの間に多くの州で格差が広がり、歳出に占める社会支出額は依然として南米各国中で最も少ないうちのひとつであると指摘されている⁽⁵⁾。

19世紀にペルーで活躍したイタリア人地理学者のアントニオ・ライモンディ(Antonio Raimondi)は、豊富な資源を有するにもかかわらず貧困に陥っている状況を「ペルーは金の台座に座った乞食である」と揶揄したが、ガルシアは『エル・コメルシオ(*El Comercio*)』紙上(2007年10月28日)でそれを想起させるような「農場の番犬(Perro del hortelano)」論を展開した⁽⁶⁾。すなわち、ペルーのセルバやシエラ(アンデス山間部)では、反鉱山開発主義者、環境主義者、多文化主義者といった「番犬」が木材や地下資源などの潤沢な資源を開発せず、また開発させず、結果として貧困に陥っているという議論であった。

ガルシア政権は、さらなる自由化政策によってセルバやシエラの天然資源を中心とした開発を進めるべきだと考えている。そのため2008年に入ると米国との自由貿易協定発効に向けた法整備を行った。具体的には、2008年1月1日から6月27日までの間に、国会からの委任(授權法Ley 29157)に基づいて、法的条件の整備、貿易促進などのため

表1 基本経済指標(2001~2008年)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
インフレ率(%)	-1	1.5	2.5	3.5	1.5	1.1	3.9	6.7
国内総生産成長率	0.2	5	4	5.1	6.7	7.6	9	9.8
天然ガス生産量(100万立方フィート)	13,077	15,599	18,483	30,356	53,347	62,691	103,512	124,874
輸出総額(100万米ドル)	7,026	7,714	9,091	12,809	17,368	23,800	27,956	
(鉱業資源輸出額の割合(%))	(45.6)	(49.4)	(51.6)	(55.6)	(56.4)	(61.8)	(62.0)	

(出所) 輸出総額はBCRP(<http://www.bcrp.gob.pe>)、それ以外はMEF(<http://www.mef.gob.pe>)より筆者作成。いずれも2009年2月アクセス。

(注) 表中の「-」はデータなし。

に97の法令を公布した。その中には、環境が悪化する可能性について米国から示されていた懸念への対策である、環境省設置、環境基準遵守といった内容も含まれていた。

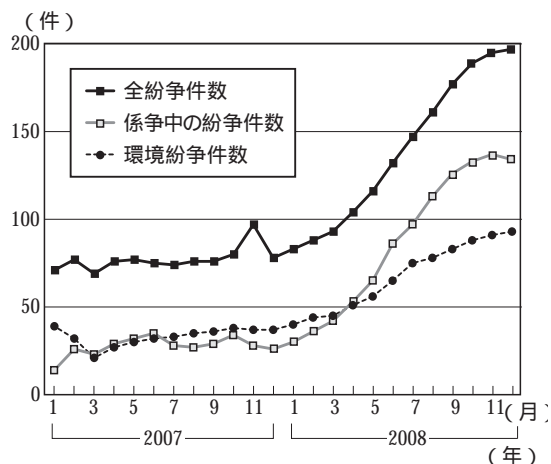
「農場の番犬」論は、セルバやシエラで天然資源以外の開発が遅れている原因を「かつての共産主義者や保護貿易主義者から転身した環境主義者」に押し付ける論調であり、97の法令の中に先住民の土地所有権についての規制緩和が含まれていた。この点がアマゾン蜂起を引き起こしたのだが、この動機をさらに掘り下げてみよう。

ペルーの主要な資源開発地域では、ほぼ例外なく社会紛争が存在してきた(表2)。オンブズマン(Defensoría del Pueblo)に報告される社会紛争件数の中でも環境紛争(資源開発がらみの紛争はここに分類される)は常に約半数を占めており、さらに増加傾向にある(図1)。2007年には、この状況を憂慮したオンブズマンから資源開発と環境問題についての特別報告が国会に提出されている(Defensoría del Pueblo[2007])。

天然資源開発は、地元住民からは一般的に「否

しかし是(no pero sí)」と見られている(Alayza[2007])。なぜなら、それは地域環境の汚染や土地利用権問題を引き起こすが、同時にペルー経済を牽引するものであり、地元住民も開発企業からいくらかの利益還元を享受してきたからである。よって、より暴力的かつ直接的衝突に至ることは、

図1 オンブズマンに報告された社会紛争と環境紛争の件数(2007~2008年)



(出所) Defensoría del Pueblo, Reporte de conflictos sociales, no.35 ~ 46, 59より筆者作成。

表2 主な鉱山開発にかかわる紛争

州	鉱山・開発企業	主な争点
Cajamarca	Yanacocha	健康への被害, 水質汚染
Áncash	Antamina, Pierina	土壌汚染など
Pasco	Volcán, Milpo, Atacocha, El Brocal, Aurex	水質汚染
Junín	La Oroya, Toromocho	健康への被害, 職の提供, 移住問題
Huancavelica	Buenaventura, Lircay	水質汚染
Apurímac	Las Bambas, Southern Perú Copper Corp.	土壌, 水質汚染, 移住問題, 地元共同体への利益について
Cusco	Tintaya	土地取得, 牧草地への悪影響, 水質汚染
La Libertad	Horizonte-Retamas	地下採掘活動による村落施設への悪影響
Lima	San Mateo de Huanchor	廃棄物による砒素汚染など
Moquegua	Quellaveco, Ilo	水質汚染, 大気汚染
Piura	Tambogrande, Río Blanco(Majaz)	水質汚染, 移住問題

(出所) Póveda[2006]; CooperAcción[2008]より筆者作成。

ペルー政府にとっても地元住民にとっても望ましいことではない。しかし、近年の研究は、次のような理由から一般的に鉱山紛争が熾烈化しやすいことを指摘している(Brendan[1998]; Bebbington[2007]; Tanaka[2007]; Defensoría del Pueblo[2007])。

一つ目に、国際的な資源開発戦略を念頭におく開発企業側と、ローカルな利害関係・文化・価値観を有する共同体側とでは、それぞれのアクターがもつ情報と焦点に相違が存在する点である。資源開発を促進したい政府・企業と、ILO(国際労働機関)第169号条約に定められた先住民の権利と協議(consulta)を求める共同体側とでは、交渉の前提に齟齬が存在し、交渉が対立的に始まれば意見交換や妥協点の模索の機会すら失われる場合もある。

二つ目に、問題が必然的に資源の存在する領域で争われるため、開発対象地を変えるという譲歩が難しく、また有限な環境資源(土地、水など)の利用が争われる点である。

三つ目に、資本集約型産業であるため、地元社会での雇用創出は多くの場合限られる点である。また、共同体にもたらされる利益を有効活用できない地方自治体の行政能力にも問題が存在する。

四つ目に、公正な規範設定者としてあるべき国家が役割を果たしていない点である。法規制の整備が不十分であり、政府は問題が起こっても鉱山開発の撤回まで考慮することはなかった。

このように先行研究で指摘される上記4点に加えて、ペルーで歴史的に争点となってきた問題がある。先住民共同体の土地の所有権と利用権に関する不可侵性(譲渡、売却の原則的禁止)の問題である。その発端は、20世紀前半の農民運動に遡る。

1920年代からシエラで土地分配を求める農民運動が活発化し、1968年に始まるペラスコ軍事政権下では大規模な農地改革と先住民共同体の登記が実施された。1979年憲法第163条では、共同体構

成員の3分の2の同意がない限りは共同体の土地を譲渡できないとする規定が明記された。ガルシアの言及する「かつての共産主義者や保護貿易主義者」とは、当時の農民運動を率いた指導者や軍事政権に関わった知識人などを指している。

フジモリ政権は資源開発促進のために、この規定に修正を加えることを試みた。同政権下で改定された1993年憲法第89条は、土地の不可侵性に関する憲法上の明示規定を削除し、別途法律の定めによるとした。しかし、翌1994年にペルーはILO第169号条約を批准したため、同条約第14条、15条における先住民の土地の所有権、占有権、および天然資源に関する権利を法的に認める義務が生じた。結果として1995年公布の法律(Ley 26505)において、先住民共同体の所有地の譲渡・および利用について、コスタ(海岸部)では共同体構成員の過半数、シエラ・セルバでは3分の2の同意が必要であると再確定された。

ガルシア大統領が2008年5月に公布した法令は、先住民共同体への不可侵性という歴史的な争点を再び蒸し返そうとするものだったのである。

II プロセス 「アマゾン蜂起」の展開⁽⁷⁾

ガルシア政権は2008年5月20日、共同体の土地譲渡の具体的な手続きとして、共同体総会での投票で有効票の過半数の賛成があればよいとする法令1015を公布した。正確には、法令1015は、法律26505第10条でコスタに限定されていた土地未所有の共同体構成員または第三者の土地取得の条件を、シエラとセルバも含むように修正したものである⁽⁸⁾。この法令には、シエラやセルバにおける共同体の土地譲渡を容易にし、天然資源開発を促進する狙いがあった。法令1015では土地譲渡に「共同体総会出席者」の過半数が必要であるとされ

たのに対し、出席を妨害することで容易に採決される恐れがあるため、1カ月後に公布された法令1073では「1年以上の土地所有者」の過半数の賛成を必要とする旨への改正が行われた。

10日後の5月30日、オンブズマンは先住民の権利保護を求めたILO第169号条約に照らして、憲法裁判所に同法令の違憲性の疑義を提出した。続く6月、7月には国内のさまざまな州で、農民組合組織や先住民組織によって同法令の撤廃を求めるストが発生した。並行してそれらの組織は米州開発銀行や米州機構などの国際組織に働きかけた。間髪を入れず法令1015は政治問題化したのである。しかし、最終的に同法令を撤廃させるきっかけとなったのは、8月に起きたアマゾンでの一斉蜂起であった。

8月7日、アワフン(Awajun)先住民族が無期限ストに突入し、10日にはロレト(Loreto)州マンセリチェ(Manseriche)のペトロペルー(Petroperu)社の第5石油採掘基地と、アマソナス(Amazonas)州アラマンガ(Aramango)の水力発電施設に侵入、占拠した。続いて9日にクスコ(Cusco)州のマチゲンガ(Machiguenga)先住民族もウルバンバ(Urubamba)でプルスペトル(Pluspetrol)社のガス輸送車を拿捕し、11日には同社の油田基地、ヘリコプター基地、宿泊地を占拠した。さらに13日にはウカヤリ(Ucayali)州プカルパ(Pucallpa)でシピボ(Shipibo)先住民族が河川を封鎖し石油会社の船舶の通行妨害を始めた。

これを受けて8月15日、政府は5月に就任したばかりの環境大臣アントニオ・ブラック(Antonio Brack)をロレト州のダテム・デ・マラニョン(Datem de Marañón)に派遣し、抗議リーダーとの間で対話の場を設けた。いったんは、法令1015と1073について憲法裁判所の裁定があるまでは執行しないこと、他の法令や法規定について先住民組

織も含めた作業部会で修正や廃止について検討すること、憲法第89条の再検討とILO第169号条約の遵守などの点で合意に達したものの、同日中に交渉は決裂する。

先住民側は、交渉相手として環境大臣ブラックを拒否し、首相、国会議長、セルバ出身の国会議員との即時交渉を要求した⁽⁹⁾。続く8月17日に警察と抗議集団が激しく衝突するが、再対話の糸口はつかめなかった。18日にはロレト、アマソナス、クスコ各州の蜂起地域に非常事態宣言が発令され、政府は強圧的姿勢を示すが、各地で都市住民組織、農民組合組織が先住民組織への支援を表明し対立は深まった。教会やNGOなども食糧や医療品などの支援を行った。地域住民の多くはストに理解を示し、支援した。

複数州での先住民蜂起は、ペルーアマゾンエスニック間開発連合(AIDSESP)を通じて連携していた。政府は先住民側に、左派の弁護士、野党の議員が関与していると非難したが、AIDSESPに率いられた先住民側はそれを否定し、常に自らの自律性を主張した。

8月19日、法令1015と1073は行政府に与えられた立法授權の範囲を越えるものだととして、国会で野党が委員長を務めるプエプロ・アンデス委員会が法令1015と1073の撤廃を決定する。首相もガルシア大統領もこの決定を非難するが、国会議長は立法府の独立を主張した。これを受けて一部の先住民族は休戦を宣言するが、アマソナス州バグア(Bagua)のように警官とデモ参加者との衝突で11人の負傷者を出し、対立が激化する地方もあった。

20日、AIDSESPと国会代表との間で、以下の点について合意がなされた。(1)抗議行動の撤収、(2)その後22日9時から国会で法令撤廃について議論すること、(3)超党派委員会を設立し、ILO第169号条約に基づいた先住民の協議権を含めるよ

うに国会規定を修正すること、⁽⁴⁾非常事態宣言の撤廃などである。結果として、22日に国会で66票の支持、29票の反対で法令1015と1073は撤廃されることとなった。行政府は最後までそれに反対したが、9月19日に国会議長の名で公式に撤廃された。

同蜂起に対して、各当事者へのインタビューが新聞上に発表された。AIDSESEPの代表アルベルト・ピサング(Alberto Pizango)は、セルバの65の先住民族(65万人、1279の共同体)について1300万ヘクタールの土地を不可侵とすることを求め、また、蜂起にいかなる政党やNGOも介在していないことを明言した(*La República*, 2008年8月24日)。

これに対して環境大臣ブラックは、法令は読まれておらず神話が出回っていること、政治化した人々との対話は難しいこと、メディアの役割が大きいことなどを主張した。さらに、法令は基本的に新しい共同体員への所有権譲渡を想定したものであるし、そもそも地下資源は国家に属するのだから共同体は拒否権を持ちえないと喝破した(*El Comercio*, 2008年8月31日)⁽¹⁰⁾。

こうして法令は撤廃されたが、資源開発と土地問題、先住民の権利問題は、議論が続いている。今後の資源開発投資や国内の電力供給に与える影響などから法令撤廃に至ったと考えられるが、別の点も指摘できる。AIDSESEPが、法令撤廃が確実に保証されるまで妥協を避けた点である。この点を中心に、次節ではAIDSESEPという組織の特徴を検討する。

Ⅲ 運動主体 セルバの先住民組織形成

ペルー・セルバの先住民組織については、ペルー国内でもほとんど知られておらず、限られたNGOや人類学者による資料が存在するのみであ

る。セルバは面積としてはペルー全土の約60%を占めるが、人口の点では約13%にすぎない(INEI)。

AIDSESEPは全国規模の代表組織であり、こうした組織はペルーでも稀である。しかし、上位組織に決定権を委任しているのではなく、ローカルな組織が非常に分権化された形で決定権を留保している。それゆえ、2008年8月の一斉蜂起に際しても、インターネットなどコミュニケーション手段の発達が相互の連携を可能にしたが、すべての下部組織が一致して行動したわけではない⁽¹¹⁾。中央で政府と対話する代表AIDSESEPと、それに対して高い自律性をもつ下部組織という構図が、組織的特徴であると言えるだろう。AIDSESEPは登記されている共同体のほとんどを代表していると言われるが⁽¹²⁾、大規模な動員を可能にする組織力があるかどうかは疑わしい。

歴史的には20世紀の前半まで、アマゾン地域は国家の統治が及ばない地域だった。植民地時代には宗教団体が盛んに活動を行い、「文明化」を促そうと改宗活動を進めてきたが、先住民は自らの文化慣習を破壊するものとして抵抗し追いつくこともあった。独立後も、19世紀はゴム、20世紀前半は石油の採掘がブームとなり、多くの採掘業者が流入し、先住民への虐殺、虐待、疫病の侵入が問題になった(Chirif y Mora[1981])。国家との接触の始まりは1968年に始まるペラスコ軍事政権であり、同政権の改革の一部として1974年にいわゆる「アマゾン共同体法」(Decreto Ley 20653)が公布された⁽¹³⁾。同法の意図は、それまで法律上市民権を認められていなかったアマゾン先住民に市民の地位を与えること、その土地に対する権利を法的に認定すること、そして共同体に法人格を与えることであった。同法は先住民の法的地位を高めたが、そもそも定住せず焼畑農業や狩猟のために広範囲

を移住する人々にそぐわない法制度であった⁽¹⁴⁾。

1970年代ころから、新法の成果と法的地位のさらなる改善のため、また人類学者や宗教組織の援助もあって、アマゾンの諸先住民族の組織化が進められるようになった。それぞれの共同体を超えた政治的・代表組織が形成されたのは、1969年のアマエシャ共同体会議 (Congreso Amuesha) が初めだとされている。複数の先住民共同体に共通の問題の存在を確認するために指導者が集会を開くことで組織化が始まった。既存のローカルな共同体 (comunidad) を概ね河川の流域ごとに束ねた連合体 (federación) が組織された。1979年には、全アマゾン地域の代表組織としてCOCONASEP (ペルーアマゾン先住民共同体調整機構) が結成され、同機構が翌1980年にAIDSESEPと改名された⁽¹⁵⁾。

AIDSESEPは、いくつかの危機と組織変革を経験している。1990年まではリマの本部と各連合体や共同体との間で意思疎通や連絡の点で距離があり、結果として国際援助資金の流用などの汚職問題が生じた。それを乗り越える形で本部と連合体の間に七つの地方支部が作られ⁽¹⁶⁾、意思決定の自律化、ローカル化がはかられた。

AIDSESEP本部のリーダーは3年に1度リマで開催される全国総会で選ばれる。しかし、共同体で家族を養う生活を犠牲にして都市へ行きリーダーとなることには抵抗があると言われる⁽¹⁷⁾。何百年もの間、自らの共同体を超えた政治組織を持たなかった点や、より平等的な先住民共同体とヒエラルキー化した全国組織との文化的違いも指摘される。結果として本部との距離は縮まらず、組織変革の結果、ローカルな共同体や連合体が決定権を持つことになった。

法令の撤廃には、ウマラの国民主義党など野党のイニシアチブがあったが、AIDSESEPと野党、抗議勢力の連携はほとんど見られない。アマゾン

蜂起後に、野党や左派組合指導者、知識人らがセルバで集会を企画したが、すべてAIDSESEPは参加を見送っている。例外は1999年に設立された全国鉱山被害共同体連盟 (CONACAMI) である。CONACAMIは、国内のいくつかの紛争において住民側の代表として交渉の場に立つ中で、2000年代に入ると先住民運動としての闘争戦略を打ち出すようになった (Palacín [2008])。その戦略転換の背景には、AIDSESEPを含めた国内外の先住民組織との間での顧問や人員の交流、相互学習のための集会の開催があった。

AIDSESEPは下部組織に対して階層秩序を持っているわけではないため、争点が明確な事例でローカルな共同体や連合体が動員を行った場合は、中央代表が政府との間で勝手に妥協することは困難なため、結果としてローカルな下部組織の主張は貫徹されやすい。この点はアマゾン蜂起においても見られた。しかし、同じ理由から、長期的視野で政治戦略を構築したり、国家規模での動員をかけることは難しい。それに対して、ペルーの先住民の政治問題について複数の組織が議論の場をもつときは、CONACAMIが指導的役割を果たしている⁽¹⁸⁾。しかし、CONACAMIは下部組織の点ではあまり組織化が進んでいないという逆説的状况にある。

おわりに

経済的・政治的に首都リマと地方との大きな格差が存在する中で、天然資源開発にまつわる紛争は、ローカルなレベルでの利益分配・利害調停の制度や取り組みの欠如、そしてその結果としての不満の増加を浮き彫りにしている。ただし、1990年代以降、労働・農民組合など旧来の抗議勢力が弱体化し、それに代わって先住民が新しい抗議勢力と

して台頭するというエクアドルやボリビアのような動きは、ペルーでは見られない。その理由として、1990年代までのテロの経験からくる反政府行動の困難さ、リマの政治的偏重などが指摘できるが、本稿ではAIDSESEPの組織構成にあることを論じた。

その後、国会にはILO第169号条約に定められた資源開発に際しての先住民共同体の「事前協議の権利」を法制化する超党派委員会が設けられた。しかし、国会の公聴会での模様を見る限り、この議論には限界がありそうである。この問題について最も懸念を示すオンブズマンは、(1)「協議」の具体的内容が不明確で、それを法律化するには過大な政治的努力が必要とされること、(2)住民投票での解決には、貧困層への政治的買収や汚職の問題が伴うこと、(3)関係者間で合意に至るには、住民教育、基本的な住環境の向上といった問題まで広がり得る可能性があること、(4)調停制度確立のための予算が欠けていることなどを指摘している⁽¹⁹⁾。

2009年4月に入って、いまだに先住民の権利改善に進展が見られないとして、再度セルバの複数の州で先住民蜂起が起き、AIDSESEPと首相、国会代表の間で調停に向けた動きが始まっている。持続的な資源開発を可能にする調停制度の構築に至るのかどうか、今後の動向が注目される。

注

- (1) 委任立法令 (decreto legislativo) とは、法律に基づいて立法府から授権された行政府が、授権法で定める範囲と期間に限って公布する法律のことである (ペルー共和国憲法第104条)。
- (2) ペルーは1994年に先住民族の権利に関するILO第169号条約を批准しており、60を超える先住民族が存在するとされる。本文中で「先住民」と「先住民族」を並列して用いるが、呼称に基づく

法的効果を含意するものではない。

- (3) Apoyo社 (www.apoyo.com) の世論調査、opinión data enero 2009 (www.apoyo.com 2009年2月アクセス)。
- (4) Paredes [2007] 参照。ちなみに前トレード政権についても同様の指摘がある。
- (5) *El Comercio*, 2009年1月21日。
- (6) その他にも2007年11月25日、2008年3月2日、2008年3月9日にも同紙上に関連論考がある。
- (7) 本節の内容は、新聞 *El Comercio*, *La República*, *Perú 21* を参照している。
- (8) 細かい話になるが、法解釈の問題も存在する。シエラとセルバの共同体所有地について、法律26505第11条においては、第三者の「土地取得 (adquisición)」という直接的な表現は避けられ、その「利用 (disponer, gravar, arrendar, y ejercer cualquier otro acto)」に関して共同体全構成員の3分の2の賛成が必要であるとされるのみであった。本稿では当事者が争点としている点に絞って説明している。詳しくは国家ホームページ上の法律デジタル・アーカイブ (www.congreso.gob.pe/ntley/) を参照。
- (9) 交渉決裂の理由は定かではないが、先住民側は政府側の交渉者の正統性に疑いをもっていたとされる (2008年8月27日、人類学者へのインタビュー)。その理由は、前トレード政権下で設立された先住民関連省庁が利益誘導を行っていることと批判されたこと、その後、関連省庁は一部局に格下げされ、政策形成に影響を持つどころか、存在感も示されていないことがある。この状況で全く別の新設省庁である環境大臣がやってきたので、交渉と合意の有効性が疑われたのではないかと推測される。
- (10) 同インタビュー中で、ブラックは交渉者としての自らの曖昧な立場を吐露してもいる。委任立法令1015が作成された時点では大臣ではなかったことを申し添え、法令1015は先住民共同体の土地の不可侵性を脅かすものであることを認めた。とくに資源乱開発の歴史をもつセルバ住民にとって、同法令は敏感な問題に触れるものであり、「首をくくった人の家に縄を入れるようなものだ (la sogá en la casa del ahorcado)」と述べた。

- (11) 2008年9月22日, 23日リマにてNGO(CAAAP , Racimos de Ungurahui)関係者へのインタビューによる。また, 自律性が高く, 命令ではなく実績に基づいた権威によって指揮する伝統的なシステムが維持されていると言われる。
- (12) もう一つの代表団体として, ペルーアマゾン先住民共同体連合(CONAP)がある。ベラスコ政権下でSINAMOS(国民動員機構)を通じて法制定にも関わった人類学者や弁護士らは, アマゾン調査促進センターという組織を結成するが, その中で意見の相違からAIDSESEPを批判する形で1988年にCONAPが設立された。
- (13) 1978年, 新憲法下で法律22175が同法律の規定を受け継いでいる。
- (14) 2008年10月1日リマにてNGO(Racimos de Ungurahui)関係者へのインタビューによる。
- (15) “ Historia de AIDSESEP, ” (<http://www.aidesepe.org.pe> 2009年2月アクセス)
- (16) 地方支部のうちの一つ, ウルバンバ川マチゲンガ会議(COMARU)は単一連合体で地方支部を形成しているため, 地方支部は六つと数えられる場合もある。
- (17) また, 中等教育以上を受けていてスペイン語の語学能力があることがリーダーとしての基本条件だが, そのような人はローカルな共同体の文化慣習を身につけていないことが多いという指摘もある。いずれも2008年9月5日リマにてNGO(CEDIA)代表へのインタビューによる。
- (18) ペルーでCONACAMI, AIDSESEPと連携関係にある先住民農民組織としては, ペルー農民連合(CCP), 全国農業連合(CNA)などがある。これら4団体は, CONACAMIの代表であったパラシン(Palacin)が2006年に設立したアンデス諸国間先住民組織連合(CAOI)に加入している。
- (19) 2009年1月27日, 国会委員会公聴会での発表による。

参考文献

- 遅野井茂雄・宇佐見耕一編 [2008] 『 21世紀ラテンアメリカの左派政権：虚像と実像 』アジア経済研究所。
- Alayza Moncloa, Alejandra [2007] *No Pero Sí: Comunidades y Minería: Consulta y Consentimiento Previo, Libre e Informado en el Perú*, Lima: CooperAcción.
- Bebbington, Anthony ed. [2007] *Minería, Movimientos Sociales y Respuestas Campesinas: Una Ecología Política de Transformaciones Territoriales*, Lima: CEPES; IEP.
- Brendan, Tobin [1998] *Petroleras, Estado y Pueblos Indígenas: El Juego de las Expectativas*, Lima: Defensoría del Pueblo.
- Chirif, Alberto y Carlos Mora [1981] “ La Amazonia Peruana, ” en *Historia del Perú: Procesos e Instituciones*, Tomo XII, 3ra edición, Lima: Editorial Juan Mejía Baca, pp.217-321.
- CooperAcción [2008] *Informe Observatorio de Conflictos Mineros en el Perú 3*, Lima: CooperAcción.
- Dandler, Jorge ed. [1998] *Pueblos Indígenas de la Amazonía Peruana y Desarrollo Sostenible*, OIT Documento de Trabajo 68, Lima: OIT.
- Defensoría del Pueblo [2007] *Informe Extraordinario: Los Conflictos Socioambientales por Actividades Extractivas en el Perú*, Lima: Defensoría del Pueblo.
- Palacin Quispe, Miguel [2008] *Respuesta Comunitaria a la Invasión Minera y la Crisis Política: Conacami para el mundo*, Lima: CONACAMI.
- Paredes, Martín [2007] “ Alan García es el fujimorismo sin fujimori, entrevista a Sinecio López, ” *Quehacer*, 166, pp.6-14.
- Póveda, Renán A. [2006] “ Minería, ” en Marcelo M. Giugale, Vicente Fretes-Cibils y John L. Newman, *Perú: La Oportunidad de un País Diferente — Próspero, Equitativo y Gobernable*, Lima: Banco Mundial, pp.445-466.
- Tanaka, Martin et al. [2007] “ Minería y Conflicto Social, ” *Economía y Sociedad*, 65, pp.7-17.

(おかだ・いさむ / 筑波大学博士課程・日本学術振興会特別研究員DC1)